

第18回環謝祭 模擬店 参加規定

はじめに

模擬店とは・・・

1. 団体が独自に出すお店のこと
2. 公立鳥取環境大学大学祭実行委員会（以下「当委員会」と表記）が募集を行うもの
3. 主に当委員会の模擬店管理班が指導する
4. 出店するにあたって、団体とお客の間にお金が発生する場合は、模擬店として扱う

目次

- ① 対象者・人数等について
- ② 代表者について
- ③ 違反について
- ④ 出店に必要なもの
- ⑤ 出品物について
- ⑥ 備品について
- ⑦ 利用施設について
- ⑧ 使用電力について
- ⑨ 出店料について
- ⑩ 保健所へ提出する書類について
- ⑪ 提出書類の作成について
- ⑫ 今後実施予定の説明会について
- ⑬ その他
- ⑭ 連絡先について

①対象者・人数等について

1. 公立鳥取環境大学関係者、当委員会が募集した団体
⇒それ以外が参入する場合は要相談
2. 飲食物を販売する団体の出店人数は5名以上10名以下
⇒テント内の人数は、3名以上
※1日目2日目のメンバーの入れ替えは禁止とする
3. 模擬店の掛け持ちは、代表者、副代表者以外は認める
⇒1人2団体までとする
4. メンバーの変更は環謝祭開催ひと月前まで
※変更した場合は当委員会まで模擬店出店者一覧表を訂正し、メールにて連絡すること

②代表者について

1. 出店団体ごとに代表者 1 名及び副代表者を 2 名設ける
代表者には、模擬店団体の責任者として説明会への参加、メールの返信・書類の提出等が求められる
⇒こちらが提示した連絡について、1 週間以上連絡が取れない場合は出店希望を認めない
副代表者は、代表者が行うべき行動を代理する必要がある場合、代理人となる
2. 各代表者はメンバーの氏名・学籍番号・連絡先を当委員会につたえること
連絡先等の変更があった場合は必ず当委員会まで連絡すること
3. 代表者・副代表者は、説明会やメール等で得た情報を全メンバーに周知徹底させること

③違反について

- 別紙の「模擬店 違反事項」を参照
環謝祭開催期間中に「模擬店 違反事項」の内容に該当する行為を行った団体及び個人は、「模擬店 違反事項」に記載されている対応・罰則を適用する

④出店に必要なもの

| 団体ごとに用意 | 詳細 |
|--------------|--|
| 出品物 | p3⑤参照 |
| 調理器具 | p5 参照 |
| 食器 | ※平皿、深皿は当委員会で貸出を行うことができる |
| 台拭き・雑巾 | 各団体で 2 枚ずつ以上用意しておくこと |
| 段ボール・発泡スチロール | 冷凍・冷蔵を使用する団体は、搬入物を段ボール、または発泡スチロールに入れる |
| その他 | 売り切れをお知らせするもの、クーラーボックスなど |
| 貸し出す（せる）もの | 詳細 |
| テント | 事前に申請してある張り数のみ使用可（※原則半張り、一張り使用したい場合要相談） |
| 土嚢 | 安全確保のために使用する（※必ず使用すること） |
| 横幕 | 衛生管理のためにテントの三方向を囲う（※両日共に当委員会が設置・回収する） |
| 冷蔵・冷凍庫 | 学食に備え付けのもののみ使用可能予定 |
| ガスボンベ | 事前に申請してある団体のみ貸し出し可能 |
| ガスコンロ | 事前に申請してある数のみ貸し出し可能 ※当日追加で申請したい場合は要相談（別料金）。ただし、追加申請分の使用は 2 日目のみとする |
| 断熱材 | コンロ等、発熱するものから備品を保護するもの ※当日、忘れたもしくはなくした場合は、当委員会からお金を払って買ってもらう |
| 発電機 | p4 参照 |
| バケツ・ザル | 生ごみを捨てる際に使用する |

⑤出品物について

飲食物について

1. 加熱処理を行う
⇒生ものは原則禁止とする
2. たれ・あん・生クリーム・生野菜・肉等を使用する場合は特に管理を厳重に行うこと
3. 出品物の例

| | | |
|----------|--------------|------------|
| ○…許可するもの | △…特別注意が必要なもの | ×…許可できないもの |
|----------|--------------|------------|

○加熱するもの

○常温でも保存できるもの

○既製品のドリンク（未開封のものを用意）

△冷蔵・冷凍が必要なもの

×生もの

×酒類（ノンアルコールを含む）

※保健所への提出書類が認可されない場合、出店することができなくなるため注意すること

※調理時に使用する水は、購入した市販の物であること

飲食物以外の販売物について

○新品（未使用品） △中古品

⇒転売は認めない

出品物の内容について、事前に当委員会で確認を行う

飲食物以外の模擬店（輪投げ・射的 等）について

出店に必要なものは、各団体で用意すること（※当委員会では用意しない）

飲食物以外の団体に対しては、当委員会が個別に対応を行う

例外として1団体にのみに当委員会が購入しているストラックアウトの貸し出しを行う（希望団体が多かった場合は抽選を行う）

⑥備品について

※備品を紛失または破損させた場合、破損させた者の所属する団体が弁償する
当委員会は一切の責任を負わない

テントについて

1. 必要となる理由

飲食物の場合は原則として屋外での出店となるため

2. 建てる上での注意

当委員会のとり決めた日時に設営・片付けをすること

設営中に怪我や事故をしないように気をつけること

飲食物を販売する場合、テントの三方（正面以外）を当委員会がビニール幕（横幕）で囲う

飲食物以外の販売でも、要望があれば、横幕をはることができる

机・椅子について

1. 机、椅子は原則として、各サークル等の所有する机・椅子を使用する
2. 机、椅子が用意できない団体は募集用紙を提出する時に申請する
→最大貸出数はテント半張の場合は机2台・椅子4脚、一張りの場合は机3台・椅子6脚（団体数によって変更有）とする
3. 机、椅子は各団体、指定の場所に返却する
→返却がなかった団体には、次年度貸し出さないものとする

発電機について

1. 必要である場合のみ当委員会へ要申請
⇒事前に当委員会へ使用電力量を申請すること
2. 使用希望団体が多い場合は、当委員会で調理品・提出順位等を参考に選考し、使用団体へ提案する
3. 容量内であっても、電力の過剰使用は控えること
4. タコ足配線は厳禁
※タコ足配線に起因する発火等の事故やそれに伴う損失の責任は全て該当団体または個人に帰する
5. 発電機設置による都合上出店場所が限定されるため、他団体と共用する場合があるまた、電気使用量次第でも同様に他団体と共用する場合がある
6. 自団体で発電機を用意するのを禁止する

食器について

1. リターナブル食器は、希望団体にのみ貸し出す
※特に、平皿、深皿を使う食品を販売する団体が該当する
これらの食器以外のものを使用する場合は各団体で用意してもらう
その場合必ず使い捨てのものにすること
2. リターナブル食器は使い捨てではないので、食器を使用する団体に食器洗浄をしてもらう
食器洗浄は、当委員会が作成したローテーションに則り順次洗浄を行う
食器洗浄ローテーションは最後までこなすこと

平皿（直径 20cm）



深皿（直径 14cm）



衛生品について

1. 当日飲食物を販売する各団体へ、アルコール・マスク・手袋等を配布するので必ず使用すること
使用しない場合は、『模擬店 違反事項』に基づいて、嚴重注意をする
※再三の注意に応じない場合は模擬店を一時営業停止にする
2. 当委員会が貸し出した衛生品は、両日とも回収を行う

調理器具について

1. 調理器具は各自で用意すること、貸し出しは行わない
2. 調理器具の衛生管理を十分行うこと
⇒加熱消毒やアルコール消毒など
3. 調理器具等の洗浄は、給湯室でのみ可能
模擬店営業終了後は両日給湯室の使用不可とする
※給湯室での調理は禁止とする

その他

- ・ 備品の変更等の申請は、期限内のみ有効とするので、使用備品の確定を早めに行うこと
⇒期限は**9月1日**とする
- ・ 準備日・1日目営業終了後は机・椅子の足をたたみ、テントに入れること
- ・ 貸し出した備品の返却時には汚れをふき取ること
- ・ ガスコンロ・ガスボンベについては当委員会が管理するため、それ以外のガスコンロ・ガスボンベの使用は認めない（例：市販のガスコンロ、カセットコンロ等）

⑦利用施設について

学食の冷蔵庫・冷凍庫について

1. 学食にあるものを使用する予定
⇒食材の搬入・搬出は前日から可能
→使用を希望する団体は当委員会へ要申
⇒搬入物は、段ボール・発泡スチロールに入れられたものに限る
→その他の入れ物は要相談
→当委員会は在庫の管理を行わない
各団体が在庫数をそれぞれ把握するようにする

調理場所について

1. 公民館の利用について
⇒利用を希望する団体は当委員会でまとめて申請するため、各自では申請を行わないこと
→場所に限りがあるため、上限を超過する場合は希望場所ではない公民館になる場合がある
⇒衛生上、前日調理は禁止なので、公民館を前日に使用することは認めない
⇒公民館にある備品の無断持ち出しは厳禁
→無断持ち出しが発覚した場合は理由の如何を問わず違反事項に則り処分する
⇒公民館の冷蔵庫に食材を入れている場合は退室時に持ち帰ること
⇒公民館を無人にはならない
→無人になる場合、担当の委員に連絡をして施錠してもらう
⇒公民館の利用後は必ず清掃すること
→ゴミは各自で持って帰る

2. 給湯室の利用について

- 給湯室を利用する際は、食堂にいる委員に声をかけて、鍵をあけてもらうこと
勝手な使用は認めない
- 給湯室にあるマニュアルをよく読み、それに従って使用すること

3. 下ごしらえする場所について

- 下ごしらえは、公民館、テント内で行うこと
- ※衛生面を考慮し、公民館、テント内以外での使用は認めない

⑧使用電力について

1. 一団体の使用できる電力の上限は1200Wとする
2. 容量内であっても、電力の過剰使用は控えること
3. 当日使用する電力は必ず申請書に記入した電力以下にすること
4. タコ足配線は厳禁

※タコ足配線に起因する発火等の事故やそれに伴う損失の責任は全て該当団体または個人に帰する

⑨出店料について

1. 出店料については「模擬店出店申込用紙」参照
2. 出店料の回収日は、後日代表者宛に連絡する
3. 当委員会の過失に因り出店及び営業が不可能になった場合のみ、支払い済みの出店料は全て返金する
この際返金するのは、出店料含め以下の通りである
※購入の証明があり、申請しているものに限る
 - ・販売物が飲食物の場合、当委員会は販売物の調理に必要な材料の仕入れ価格分を返金する
 - ・販売物が飲食物以外の場合、当委員会は新品であり、未開封の販売物の仕入れ価格分を返金する
 - ・いずれの場合も、上限は5千円とする

⑩保健所へ提出する書類について

- ・飲食物を出品する場合
 - ⇒該当模擬店は、「テント内配置図」「調理工程表」を当委員会へ提出する
 - 7月6日(金)**を当委員会への提出期限とする
 - ⇒保健所から不認可となった場合、認可されるまで繰り返し資料を提出する必要がある
 - ⇒原則、認可後は各出品物の出品内容や調理工程等の変更を認めない
 - やむを得ぬ事情等がある場合は当委員会へ相談すること

※再提出の場合、当委員会からのメールに1週間以内に返信すること

⑪提出書類の作成について

提出の際、メールの件名を統一すること

→「【団体名】 提出書類名」に統一

(例)【大学祭実行委員会】模擬店出店申込用紙

提出書類 (詳しくは別紙参照)

- ・ 模擬店出店申込用紙
- ・ 調理工程表
- ・ テント内配置図
- ・ 運営工程表
- ・ 備品申請
- ・ ごみリスト
- ・ 模擬店 PR 用紙

※書類の変更は原則環謝祭のひと月前までに行うこと (備品申込、ごみリスト、模擬店 PR 用紙は除く)

⇒当委員会が認めた場合のみ可とする

⇒変更等は文書にして提出すること (口約束は無効とする)

⇒変更理由と共に、どの資料をどのように変更したのかをメールに明記して送信すること

⑫今後実施予定の説明会について

説明会への参加について

- ・ 飲食物を販売する団体は必ず全ての説明会に参加すること
 - ・ 飲食物以外を販売する団体は、第1回模擬店説明会と指定の説明会への参加のみを求める
- ※開催に関する情報は適時代表者へ学内メール (パソコンへ送信) にて連絡するので確認を怠らないこと

参加対象者について

原則、各団体につき代表者・副代表者 (及びその代理人) のいずれかを含む2名以下が出席すること

※万が一代理人を立てることが出来ない場合は事前に当委員会まで連絡すること

⑬その他

準備段階から「模擬店参加規定」「模擬店違反事項」に注意して運営すること

⑭連絡先について

模擬店に関する質問・意見・要望等は当委員会の学内メールアドレスへ

⇒連絡先は gakusai@kankyo-u.ac.jp とする